平成２２年（フ）第５９号
茨城県日立市末広町２丁目６―11―203、開始決定時の住所茨城県水戸市東前町1285番地の１　レオパレスニューライフトビタ106号
破産者　福田久美子
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４１３号
水戸市中丸町214番地の２タウンハイツ中丸Ａ棟102号、開始決定時の住所茨城県水戸市堀町2253番の45
破産者　堆　　克行
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４８３号
茨城県水戸市笠原町1186番地ジュネシオン１棟202号
破産者　山田　　滋
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５０１号
茨城県水戸市白梅１丁目３番16号　駅南ビジネスホテル方
破産者　齋藤　光子
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１３０号
茨城県龍ケ崎市宮渕町2905番地の３
破産者　中村　　武
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
栃木県足利市葉鹿町430番地２、住民票上の住所栃木県足利市葉鹿町393番地４
破産者　伊藤　　孝
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第４１０号
埼玉県熊谷市中奈良1053番地１　栄明ビル201号、破産手続開始決定時の住所埼玉県熊谷市江波116番地106
破産者　森田　紘一
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第７３８号
新潟市秋葉区新津本町２丁目６番４号
破産者　奥村　正和
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３９号
新潟市西区西有明町14番13号　マンションＫＡＹＡＢＡ103号、前住所新潟市西区上新栄町２丁目12番３号
破産者　更科　　均
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９１号
新潟県燕市吉田神田町９番10号　パークサイド神田105、住民票上の住所新潟市西蒲区打越甲2165番地１
破産者　小林　道子
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３３号
新潟県五泉市馬場町２丁目２番５号　コーポトミナガ302
破産者　臼井　敏一
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２７号
静岡県沼津市原498番地の２
破産者　植松まさゑ
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４２４号
兵庫県加古川市加古川町木村186番地の１
破産者　ロイヤルジャパンこと　高田　敏秀
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１８９号
広島県神石郡神石高原町笹尾757番地３、旧住所広島県神石郡豊松村大字上豊松1824番地
破産者　大石　寛二
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１９０号
広島県神石郡神石高原町笹尾757番地３、旧住所広島県神石郡豊松村大字上豊松1824番地
破産者　大石まち子
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２０年（フ）第３８号
広島県安芸高田市吉田町山手1566番地４、前住所広島県安芸高田市吉田町山手1565番地１
破産者　正田　憲子
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第２号
広島県庄原市東城町川西464番地15、開始決定時の住所広島県庄原市東城町川西466番地１
破産者　寺西　忠司
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第３号
広島県庄原市東城町川西464番地15
破産者　寺西　絹枝
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部